

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年2月23日

【発行者名】 ビ・ライフ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 上田 求

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号
KDC渋谷ビル4階

【事務連絡者氏名】 モリモト・アセットマネジメント株式会社
財務経理部長 漆間 裕隆

【電話番号】 03- 5466-7303

【届出の対象とした募集 ビ・ライフ投資法人
(売出) 内国投資証券
に係る投資法人の名
称】

【届出の対象とした募集 形態：投資証券
(売出) 内国投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 4,034,088,000
の形態及び金額】 円

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年1月26日付提出の有価証券届出書（平成19年2月23日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）に訂正の必要が生じましたので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

平成17年6月7日から平成17年11月30日までの第1計算期間に係る監査報告書及び平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第2期計算期間に係る監査報告書を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成18年2月1日

ビ・ライフ投資法人
役員会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 渋谷 道夫 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 矢部 雅弘 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているビ・ライフ投資法人の平成17年6月7日から平成17年11月30日までの第1期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビ・ライフ投資法人の平成17年11月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、投資法人は平成17年12月15日の役員会において新投資口の発行を決議し、平成17年12月19日に払込が完了している。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月14日

ビ・ライフ投資法人

役員会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 矢部 雅弘 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野間 武 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているビ・ライフ投資法人の平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第2期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビ・ライフ投資法人の平成18年11月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、投資法人は資産の譲渡、新投資口の発行、資産の取得を行っている。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。